

作業所などの日中活動は訓練事業となります。

障害区分による利用規制はありませんが、
☆一年単位の目標を設定しその目標が期間内に達成されない場合は、事業の継続利用ができないこともあります。
☆継続利用できる「療養介護」「生活介護」などの介護事業は区分3以上（夜間ケアは4以上）の規制があります。
(資料4)

③2006年10月からは、新制度への移行が始まります！ (資料5)

☆作業所など日中活動は「訓練」と「介護」が分かれ、
☆入所型施設は日中活動と夜間ケアの二つの事業になります。
☆地域生活支援事業は、すべて市町村事業になります。
(国の責任放棄)

④施設運営 日額払いになり、現状では収入が2~3割の減収になります！

⑤その他の問題点
☆日常支援のマニュアル化が進み、発達保障の観点が軽視されます。
☆利用料の払えない人が増えてきます。
☆作業所などの通所施設は、株式会社でも運営できる（建設費補助がなくなる）ようになり、
☆福祉の営利事業化がすすむことで利益率の低い事業の撤退も予想されます。

②「社会福祉法人等減免」の対象になるための条件 (定率負担が5%に減額されます)

☆まずは低所得1又は2の対象者であることが前提で、事業所を運営している法人が独自に行う制度です。その条件は
☆本人名義の預貯金が350万円未満であること
☆但し、この制度は通所施設及びヘルパー事業の利用者のみに摘要される制度です。

③「補足給付」の対象になるための条件

☆前項②と同様に、低所得1又は2で預貯金が350万円未満であることが前提です。
☆但し、この制度は24時間対応の入所型施設の利用者のみに摘要される制度で障害基礎年金等の収入合計から2万8千円を差し引いた全額を徴収するという制度です。
☆2万8千円で利用料以外の医療費や日用品費等の生活費をすべて賄わなければなりません。

④個別減免とは

所得に応じて支払う「応能負担」のときは、実質無料だった人で利用料が発生したため生活できなくなり、生活保護の申請をした場合、定率負担を0円にすることで保護申請を却下するという制度です。端的にいうと低所得者への配慮というよりは、生活保護すら受けさせないという制度です。